

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題として位置付け、法令遵守・企業倫理の徹底、的確かつ迅速な意思決定、効率的な業務執行、監査・監督機能の強化をはかるための体制・施策の整備に努めています。

また、当社は、平成24年6月の定時株主総会をもって委員会設置会社(現 指名委員会等設置会社)へ移行しており、この経営体制のもと、経営の客観性・透明性のより一層の向上に努めています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%以上20%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	1,940,000,000	54.69
東京電力従業員持株会	47,714,869	1.35
東京都	42,676,791	1.20
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	39,825,000	1.12
株式会社三井住友銀行	35,927,588	1.01
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	30,643,780	0.86
日本生命保険相互会社	26,400,519	0.74
株式会社みずほ銀行	23,791,133	0.67
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	23,554,528	0.66
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	19,121,803	0.54

支配株主(親会社を除く)の有無 原子力損害賠償・廃炉等支援機構

親会社の有無 なし

補足説明

当社の支配株主である原子力損害賠償・廃炉等支援機構は、当社のA種優先株式1,600,000,000株(総株主の議決権の数に対する割合50.10%)及びB種優先株式340,000,000株(議決権なし)を保有しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第一部

決算期 3月

業種 電気・ガス業

直前事業年度末における(連結)従業員数 1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高 1兆円以上

直前事業年度末における連結子会社数 10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主である原子力損害賠償・廃炉等支援機構は、原子力事業者が損害を賠償するために必要な資金援助等を行うことにより、原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施及び電気の安定供給その他の原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営の確保を図ること等を目的として、平成23年9月に国の認可を受けて設立された法人であり営利を目的としておらず、少数株主に不利益を与えることはないものと考えております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、支配株主である原子力損害賠償・廃炉等支援機構から役員の派遣を受けています。当社経営陣は自らの責任において特別事業計画に基づく経営改革を進めることとし、同機構はそれをバックアップしつつ、その進捗をモニタリングすることとしています。具体的には、特別事業計画の実行、その他の業務運営上の経営判断や意思決定は経営陣の下において行い、同機構は当社に派遣している役員を通じて、随時報告を受け、特別事業計画の確実な履行確保の観点から必要な場合には当社に対応を求めることとしています。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 指名委員会等設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 **更新** 13名
 定款上の取締役の任期 1年
 取締役会の議長 会長(社長を兼任している場合を除く)
 取締役の人数 **更新** 12名

【社外取締役に係る事項】

社外取締役の人数 **更新** 6名
 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 **更新** 6名

会社との関係(1) **更新**

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
数土 文夫	他の会社の出身者													
藤森 義明	他の会社の出身者													
須藤 正彦	弁護士													
國井 秀子	学者													
増田 寛也	その他							△	△					
長谷川 閑史	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) **更新**

氏名	所属委員会			独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
	指名委員会	報酬委員会	監査委員会			
						数土文夫氏は、ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社の社長を務めるなど、幅広い経

数土 文夫	○	○	○	○	—	<p>験と見識等を有していることから社外取締役として適任であると考えております。</p> <p>また、同氏は、経営陣から著しい影響を受け得る、あるいは経営陣に対して著しい影響を及ぼし得る立場にはなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないものと考えております。</p> <p>なお、同氏は、独立性に関する判断要素として東京証券取引所が掲げるいずれの事由にも該当していません。</p>
藤森 義明		○		○	—	<p>藤森義明氏は、ゼネラル・エレクトリック・カンパニーのシニア・バイス・プレジデントや株式会社LIXILグループの社長を務めるなど、幅広い経験と見識等を有していることから社外取締役として適任であると考えております。</p> <p>また、同氏は、経営陣から著しい影響を受け得る、あるいは経営陣に対して著しい影響を及ぼし得る立場にはなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないものと考えております。</p> <p>なお、同氏は、独立性に関する判断要素として東京証券取引所が掲げるいずれの事由にも該当していません。</p>
須藤 正彦			○	○	—	<p>須藤正彦氏は、弁護士であり、最高裁判所判事を務めるなど、幅広い経験と見識等を有していることに加え、社外監査役等を務め企業監査に多様な経験を有していることから社外取締役として適任であると考えております。</p> <p>また、同氏は、経営陣から著しい影響を受け得る、あるいは経営陣に対して著しい影響を及ぼし得る立場にはなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないものと考えております。</p> <p>なお、同氏は、独立性に関する判断要素として東京証券取引所が掲げるいずれの事由にも該当していません。</p>
國井 秀子		○		○	—	<p>國井秀子氏は、リコーITソリューションズ株式会社の会長を務めるなど、幅広い経験と見識等を有していることから社外取締役として適任であると考えております。</p> <p>また、同氏は、経営陣から著しい影響を受け得る、あるいは経営陣に対して著しい影響を及ぼし得る立場にはなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないものと考えております。</p> <p>なお、同氏は、独立性に関する判断要素として東京証券取引所が掲げるいずれの事由にも該当していません。</p>
増田 寛也	○			○		<p>増田寛也氏は、当社の主要株主である原子力損害賠償・廃炉等支援機構の運営委員であった者であり、当社は、同機構から原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第41条第1項に基づく資金援助を受けているほか、同機構に対して同法第38条第1項等に基づく負担金を支払っております。</p> <p>増田寛也氏は、岩手県知事や総務大臣を歴任するなど、幅広い経験と見識等を有していることから社外取締役として適任であると考えております。</p> <p>また、同氏は、独立性に関する判断要素として東京証券取引所が掲げる事由等に関し、左記のような該当状況がありますが、下記のとおり、一般株主との利益相反が生じるおそれがないものと考えております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力損害賠償・廃炉等支援機構は、原子力事業者が損害を賠償するために必要な資金援助等を行うことにより、原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施及び電気の安定供給その他の原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営の確保を図ること等を目的として、平成23年9月に国の認可を受けて設立された法人であり営利を目的としていないこと。 ・当社は、同機構から資金援助を受けているほか、同機構に対して負担金を支払っておりますが、独立性に関する判断要素としての取引とは、売上高や仕入高に影響を与える

						<p>ような取引であって当事者が互いの裁量の下で行うものと考えられるところ、上記資金援助及び負担金は原子力損害賠償・廃炉等支援機構法に基づくものであり上記のような取引には該当しないことから、当社及び機構の双方にとって、それぞれが主要な取引先には該当しないと考えられること。</p>
長谷川 閑史	○			○	—	<p>長谷川閑史氏は、武田薬品工業株式会社の社長、会長を務めるなど、幅広い経験と見識等を有していることから社外取締役として適任であると考えております。</p> <p>また、同氏は、経営陣から著しい影響を受け得る、あるいは経営陣に対して著しい影響を及ぼし得る立場にはなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないものと考えております。</p> <p>なお、同氏は、独立性に関する判断要素として東京証券取引所が掲げるいずれの事由にも該当していません。</p>

【各種委員会】

各委員会の委員構成及び議長の属性 更新

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
指名委員会	5	0	2	3	社外取締役
報酬委員会	3	0	0	3	社外取締役
監査委員会	3	1	1	2	社内取締役

【執行役関係】

執行役の人数 更新 17名

兼任状況 更新

氏名	代表権の有無	取締役との兼任の有無			使用人との兼任の有無
			指名委員	報酬委員	
廣瀬 直己	あり	あり	○	×	なし
山口 博	あり	なし	×	×	なし
石崎 芳行	あり	なし	×	×	なし
佐野 敏弘	あり	あり	×	×	なし
武部 俊郎	なし	あり	×	×	なし
姉川 尚史	なし	あり	×	×	なし
壹岐 素巳	なし	なし	×	×	なし
増田 尚宏	なし	なし	×	×	なし
木村 公一	なし	なし	×	×	なし
村永 慶司	なし	なし	×	×	なし
文挾 誠一	なし	なし	×	×	なし
岡本 浩	なし	なし	×	×	なし
ジョン・クロフツ	なし	なし	×	×	なし
可児 行夫	なし	なし	×	×	なし
武谷 典昭	なし	なし	×	×	なし
小早川 智明	なし	なし	×	×	なし
西山 圭太	なし	あり	○	×	なし

【監査体制】

監査委員会の職務を補助すべき取締役
及び使用人の有無 あり

当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

監査委員会の職務を補助すべき使用人として監査特命役員を置くとともに、監査委員会の職務を補助する専任の組織として監査委員会業務室を設置しています。監査特命役員及び監査委員会業務室に属するものは、監査委員会の指揮命令に服するものとし、その人事に関する事項については、事前に監査委員会と協議することとしています。

監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査委員会、内部監査部門及び会計監査人はそれぞれの担当分野において厳正な監査を行うことはもとより、監査計画や監査結果に関する意見交換を定期的実施すること等により、相互連携を図っています。

【独立役員関係】

独立役員の数 **更新** 6名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員として指定しています。
また、各独立役員本人及び出身元の会社等との間の取引及び寄付については、その規模(双方の売上高に占める割合等)及び態様(一般消費者としての定型的な取引等)に鑑みて、株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれがないと考えられる場合には、その概要の記載を省略することとしています。

【インセンティブ関係】

取締役・執行役へのインセンティブ付与
に関する施策の実施状況 その他

該当項目に関する補足説明

取締役報酬は、基本報酬のみとします。
執行役報酬は、基本報酬及び業績連動報酬とします。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役・執行役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況 個別報酬の開示はしていない

(個別の執行役報酬)の開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

平成26年度における当社の取締役及び執行役に対する報酬等の内容は以下のとおりです。

	支給人数	報酬等の額
取締役	9名	72百万円
執行役	17名	255百万円

※1 当社は、執行役を兼務する取締役に対しては、取締役としての報酬を支給しておりませんので、上記の取締役の支給人数には執行役を兼務する取締役の人数を含めておりません。

※2 上記のうち、社外取締役8名に対する報酬等の額は55百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

報酬委員会の定める取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針は以下のとおりです。

当社の取締役及び執行役の主な職務は、福島第一原子力発電所事故の責任を全うし、世界水準以上の安全確保と競争の下での安定供給をやり抜くという強い意志のもとで、企業価値向上を通じて国民負担の最小化を図ることである。

このため、「責任と競争」を両立する事業運営・企業改革を主導しうる優秀な人材を確保すること、責任と成果を明確にすること、業績及び株式価値向上に対するインセンティブを高めることを報酬決定の基本方針とする。

なお、経営の監督機能を担う取締役と業務執行の責任を負う執行役の職務の違いを踏まえ、取締役と執行役の報酬は別体系とする。また、取締役と執行役を兼務する役員に対しては、執行役としての報酬のみを支給する。

(1) 取締役報酬

取締役報酬は、基本報酬のみとする。

<基本報酬>

常勤・非常勤の別、所属する委員会及び職務の内容に応じた額を支給する。

(2) 執行役報酬

執行役報酬は、基本報酬及び業績連動報酬とする。

<基本報酬>

役職位、代表権の有無及び職務の内容に応じた額を支給する。

<業績連動報酬>

会社業績及び個人業績の結果に応じた額を支給する。

(3) 支給水準

当社経営環境に加え、他企業等における報酬水準、従業員の処遇水準等を勘案し、当社役員に求められる能力及び責任に見合った水準を設定する。

【社外取締役のサポート体制】

取締役会の議案について、事前に資料等を送付するとともに、個別説明を行い、あらかじめ十分な検討ができるようにしています。

また、取締役会のほかにも社外取締役が参加する会議を開催するとともに、重要事項については資料送付や調査・情報収集のサポートを行うなど、社外取締役の監督機能が有効に機能する環境を整備しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 取締役会(取締役)・執行役会等

社外出身者を中心とする取締役会は、社外取締役6名を含む12名(男性11名、女性1名)で構成されており、原則として毎月1回、また必要に応じて開催され、重要な業務執行について審議・決定するとともに、執行役から定期的に、また必要に応じて職務執行の状況の報告を受けること等により、取締役及び執行役の職務執行を監督しています。また、指名委員会等設置会社に関する会社法の規定に基づき指名・監査・報酬委員会を設置しています。

社内出身者を中心とする執行役(男性17名)は、取締役会の方針に従って業務を執行し、取締役会に付議される事項を含め、経営に関する重要な事項については、原則として毎週開催される執行役会やその他の会議体等において審議を行うなど、的確かつ迅速な意思決定を図り、効率的な会社運営を実施しています。また、執行役会での意思決定を補佐するため、組織を横断した社内委員会を適宜設置しています。

なお、当社は、特定の業務に対して責任を負い、その業務を執行する執行役員を設置しています。

また、当社は、会社法第427条第1項及び定款第29条第2項の規定に基づき、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間で、同法第423条第1項の責任を法令の限度において限定する契約を締結しております。

2. 指名委員会

指名委員会は、社外取締役3名を含む5名の取締役で構成されており、1年に1回以上開催され、株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定しています。また、会社法に基づく権限ではありませんが、指名委員会は、執行役等の人事に関する事項についても審議しています。

3. 監査委員会

監査委員会は、社外取締役2名を含む3名の取締役で構成されており、原則として毎月1回、また必要に応じて開催され、取締役及び執行役の職務の執行の監査及び監査報告の作成等を行っています。なお、社外取締役のうち1名は、弁護士であることに加え、他企業の社外監査役としての経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。

4. 報酬委員会

報酬委員会は、社外取締役3名で構成されており、1年に1回以上開催され、取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針、並びに取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容を決定しています。

5. 会計監査人(監査法人)

当社は新日本有限責任監査法人と監査契約を結び、厳正な会計監査を受けています。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は以下のとおりです。

氏名	所属監査法人
白羽 龍三	新日本有限責任監査法人
湯川 喜雄	新日本有限責任監査法人
春日 淳志	新日本有限責任監査法人

なお、継続監査年数はいずれも7年以内であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、コーポレート・ガバナンスの体制として、経営の客観性・透明性をより一層向上させ、的確な意思決定・業務執行を実現していくことを目的に、平成24年6月より委員会設置会社(現 指名委員会等設置会社)に移行しています。

社外取締役は、それぞれの専門分野における幅広い経験と見識等を活かし、取締役会等を通じて、重要な経営戦略の策定と業務執行の監督を行い、当社経営の客観性・透明性をより一層向上させる上で適任な人材であると考えています。

なお、当社では、社外取締役の独立性に関する基準又は方針は定めていませんが、社外取締役6名はいずれも、経営陣から著しい影響を受け得る、あるいは経営陣に対して著しい影響を及ぼし得る立場にはなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないものと考えています。

当社は、こうした体制のもと経営に対する十分な監査・監督機能を確保し、法令遵守・企業倫理の徹底、的確かつ迅速な意思決定、効率的な業務執行の実現をはかってまいります。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

補足説明

株主総会招集通知の早期発送	株主のみならず議案の賛否についてご判断いただく時間を確保するため、発送前(株主総会の約1ヶ月前)に当社ホームページ等に掲載するとともに、法定より早期(株主総会の約3週間前)に発送をしています。
電磁的方法による議決権の行使	平成18年6月開催の株主総会より、インターネットによる議決権行使を導入しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	平成19年6月開催の株主総会より、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームの利用による行使も可能としております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知及び事業報告等の英語訳を作成し、当社ホームページ等に掲載するとともに、招集通知の英語訳を外国人株主の常任代理人等へ提供しています。

2. IRに関する活動状況 更新

補足説明

代表者自身による説明の有無

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当社では、証券アナリスト・機関投資家の方々を対象に、経営計画に関する説明会を年1回(毎年3月末)、決算に関する説明会を年2回(第2四半期(中間期)、第4四半期(年度))開催しているほか、第1・第3四半期についても必要に応じて説明会を開催しています。説明者については、原則として、経営計画に関しては社長が、決算に関しては社長もしくはIR担当役員がそれぞれ務めています。 また、定期的な説明会に加え、株主・投資家のみなさまの関心の高い事項につきましては、適宜説明会を開催しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向け説明会の資料及び説明内容の英語訳を作成し、当社ホームページ上で開示しています。 また、主要な海外投資家への説明を年1回以上実施しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社は、IR資料として、経営方針をはじめ、決算短信などの決算情報、有価証券報告書・四半期報告書、アニュアルレポート、事業報告書といった各種報告書、さらにはファクトブックや説明会資料、証券取引所への適時開示資料、よくあるご質問などを掲載しています。なお、URLは次のとおりです。 http://www.tepco.co.jp/ir/index-j.html	
IRに関する部署(担当者)の設置	経理室	
その他	当社は、経営の透明性を高め、社外の意見を経営に反映するため、株主や投資家のみなさま向けに決算等の説明会の開催、当社ホームページ等の媒体を通じた的確かつ迅速な経営情報の開示を行うとともに、国内外の投資家のみなさまと経営層が直接意見交換を行うなど、積極的なIR活動を展開しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	東京電力グループ企業行動憲章(平成17年4月制定)にて規定しております。
------------------------------	--------------------------------------

その他

当社は、外部人材や女性・若手の登用などを通じた、組織の「ダイバーシティ(多様性)」充実に取り組んでいます。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社業務の適正を確保するため、次の体制を整備・運用するとともに、適宜評価し改善に努める。

1. 監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査委員会の職務を補助すべき使用人として、監査特命役員を置く。また、監査委員会の職務を補助する専任の組織を設置し、必要な人員を配置する。
- (2) 監査特命役員及び監査委員会の職務を補助する専任の組織に属する者は、監査委員会の指揮命令に服するものとし、その人事に関する事項については、事前に監査委員会と協議する。
- (3) 取締役及び執行役は、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査委員に報告するとともに、監査委員会が選定する監査委員の求める事項について、必要な報告を行う。また、当社の取締役、執行役、執行役員及び従業員並びにグループ会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者から、監査委員会に対し必要かつ適切な報告が行われるよう体制を整備するとともに、当該報告を行った者が当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを受けないよう適切に対応する。
- (4) 監査委員が執行役会、経営企画本部会議及びその他の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べることのできる体制を整備する。また、会計監査人及び内部監査組織が監査委員会と連携を図るための環境を整えるとともに、監査委員の職務の執行に必要なと認められる費用については、これを支出する等、監査委員会の監査の実効性を確保するための体制を整備する。

2. 取締役及び執行役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 社会規範に沿った業務運営・企業倫理遵守の徹底を図るため、「東京電力グループ企業行動憲章」及び「企業倫理遵守に関する行動基準」を定め、取締役及び執行役はこれを率先して実践するとともに、執行役員及び従業員にこれを遵守させる。また、社外有識者を委員に含み、企業倫理全般を統括する「企業倫理委員会」を設置し、コンプライアンス経営を推進する。
- (2) 取締役会は、原則として毎月1回、また必要に応じて開催し、法令及び定款に従い、重要な職務執行について審議・決定するとともに、執行役から定期的に、また必要に応じて職務執行の状況の報告を受けること等により、取締役及び執行役の職務執行を監督する。また、執行役員に対して、必要に応じて職務執行の状況について、取締役会への報告を求める。
- (3) 取締役会の機能を補完し、効率的かつ適切な意思決定を図るため、執行役会を設置する。執行役会は、原則として毎週1回、また必要に応じて開催し、取締役会への付議事項を含む経営の重要事項について審議する。
- (4) 取締役及び執行役は、法令及び定款に適合した適切な経営判断を行うため、常に十分な情報の収集に努める。

3. 執行役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

執行役会の議事概要その他職務執行に係る情報については、法令及び社内規程に従い、その作成から、利活用、保存、廃棄に至るまで適切に管理する。

4. リスク管理に関する規程その他の体制

- (1) 取締役及び執行役は、当社及びグループ会社の事業活動に関するリスクを定期的に、また必要に応じて把握・評価し、毎年度の経営計画に適切に反映する。また、グループ全体のリスク管理が適切になされるよう社内規程を整備する。
- (2) 当該リスクは、社内規程に従い、業務所管箇所が、職務執行の中で管理することを基本とし、複数の所管に関わる場合は、組織横断的な委員会等で審議の上、適切に管理する。
- (3) 経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては、執行役社長を委員長とする「リスク管理委員会」において、リスクの現実化の予防に努めるとともに、万一現実化した場合には迅速かつ確に対応することにより、経営に及ぼす影響を最小限に抑制するよう努める。
- (4) 大規模地震等の非常災害の発生に備え、対応組織の設置、情報連絡体制の構築及び定期的な防災訓練の実施等、適切な体制を整備する。
- (5) リスク管理体制の有効性については、内部監査組織が定期的に、また必要に応じて監査し、その結果を執行役会等に報告する。執行役は、監査結果を踏まえ、所要の改善を図る。
- (6) 会社の経営全般について情報の共有を図り、経営改革を推進するため、経営企画本部会議を設置する。経営企画本部会議は、原則として毎週1回、また必要に応じて開催し、重点経営課題に関する対応方針や対応の方向性について審議する。
- (7) 福島第一原子力発電所の事故に対する反省を踏まえ、執行役社長直属の組織として「原子力安全監視室」を設置し、第三者の専門的知見を活用した原子力安全に関する取り組みの監視、必要に応じた助言を行い、意思決定へ直接的に関与する体制を整備することで、原子力安全に対するマネジメントの改善を図る。また、原子力を含む事業活動全般に関し、社会との適切なコミュニケーションを行うための体制を整備する。

5. 執行役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 経営上の重要事項については、取締役会のほか、執行役会、経営企画本部会議、その他の会議体において適宜審議する等、効率的な意思決定を図る。
- (2) 執行役による職務執行については、社内規程において責任と権限を明確にし、執行役、執行役員、従業員がそれぞれ適切かつ迅速に執行する。
- (3) 情報のセキュリティ確保を前提に、職務執行の効率性向上や適正の確保に資するIT環境の整備に努める。

6. 従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) すべての従業員が「東京電力グループ企業行動憲章」及び「企業倫理遵守に関する行動基準」を遵守するよう、継続的に企業倫理研修を実施すること等により、その定着と徹底を図る。
- (2) 法令や企業倫理上の問題を匿名で相談できる「企業倫理相談窓口」を設置し、寄せられた事案については、「企業倫理委員会」で審議の上、適切に対応する。なお、相談者のプライバシーについては、社内規程に従い、厳重に保護する。
- (3) 社内規程において、職務執行に当たり遵守すべき法令等を明確にするとともに、教育研修等により当該規程に基づく職務執行の徹底を図る。
- (4) 従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するため、内部監査組織が、従業員の職務執行の状況について、定期的に、また必要に応じて監査し、その結果を執行役会等に報告する。執行役は、監査結果を踏まえ、所要の改善を図る。
- (5) こうした取り組みを通じ、従業員一人ひとりが企業倫理を意識し自ら実践するとともに風通しの良い職場をつくる「しない風土」、社内規程の継続的な改善とその徹底を図る「させない仕組み」、業務上の課題や問題を自発的に言い出し、それを積極的に受け止める「言い出す仕組み」を充実・徹底させる。

7. 当社及び子会社から成る企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 「東京電力グループ企業行動憲章」の下、グループとして目指すべき共通の方向性及び目標等を経営方針として示し、その達成に向け、グループを挙げて取り組む。また、グループ会社において業務の適正を確保するための体制をグループ会社が自律的に整備・運用できるよう、適切な支援を行う。
- (2) 社内規程による責任と権限の明確化等により、グループ会社が効率的な意思決定を行い、適切かつ迅速な職務執行ができるように努める。
- (3) 職務執行上重要な事項については、社内規程等に従い、グループ会社から事前協議や報告を受ける体制を整備する。また、当社取締役及び執行役とグループ会社取締役が定期的な会議の中で意見交換を行うこと等により、グループ会社の経営状況を把握するとともに、グループにおける経営課題の共有と解決に努める。
- (4) グループ会社が「企業倫理相談窓口」を利用できる環境を整えるとともに、必要に応じて当社の内部監査組織が監査を行うこと等により、グループ会社の業務の適正を確保するよう努める。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力からの違法・不当な要求を排除するため、次の体制を整備しています。

1. 「企業倫理遵守に関する行動基準」において、反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨むことを定め、これを徹底するよう、研修等を通じた啓発活動を継続的に実施する。
2. 平素から警察当局及び弁護士等の外部専門機関と緊密に連携し、反社会的勢力に関する情報を収集するとともに、反社会的勢力からの違法・不当な要求については、このような外部専門機関に適宜相談のうえ、公明正大に対応する。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

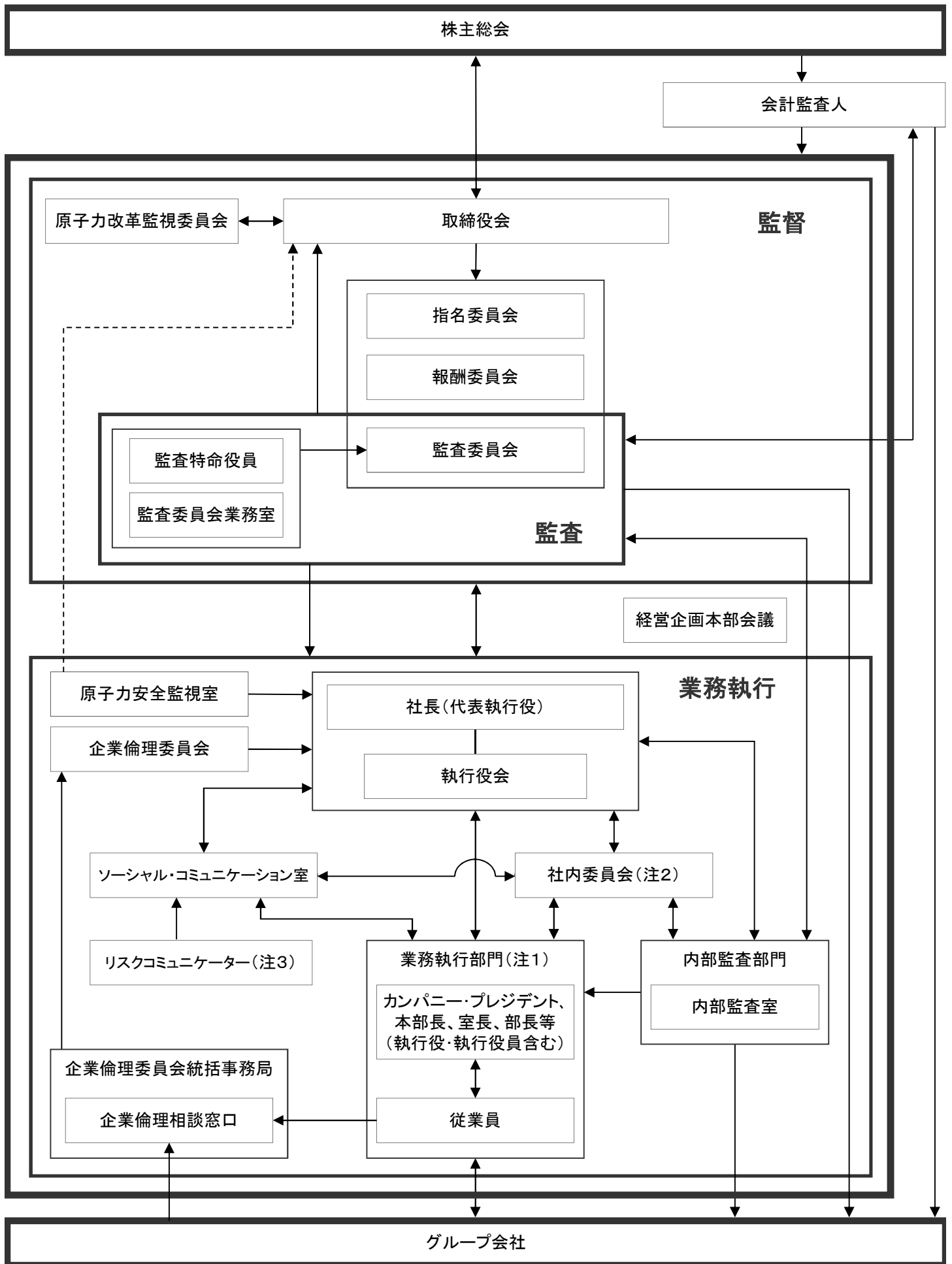
買収防衛策の導入の有無 なし

該当項目に関する補足説明

—

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

—



(注1) 本社(本部・コーポレート各室・カンパニー各部等)、第一線機関(発電所、総支社・支社、電力所等)

(注2) 防災対策委員会、リスク管理委員会、内部統制委員会 等

(注3) リスクコミュニケーションを行う専門職

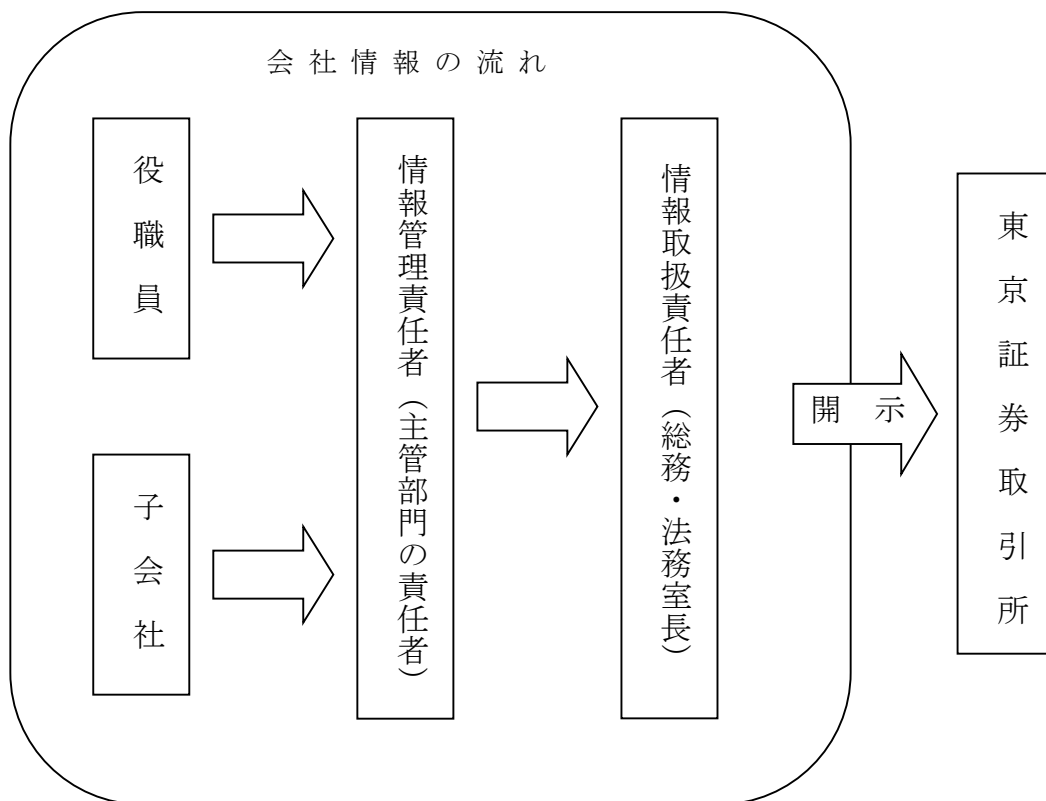
【適時開示体制の概要】

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

記

適時開示に関する役割と責任の明確化を図るため、以下のとおり社内マニュアルにより適時開示を実施するための体制を整え、適時適切な開示を行っております。

- ・適時適切に会社情報の開示を行うため、情報取扱責任者（総務・法務室長）および情報管理責任者（主管部門の責任者）を選任しております。
- ・役職員および子会社は、有価証券上場規程等により開示すべき会社情報に当たるおそれのある事項・事実を知ったときは、社内マニュアルに従い、その事項・事実について、情報管理責任者に報告することとしております。
- ・当該情報管理責任者は、マニュアルに従い報告を受けた事項・事実について情報取扱責任者に速やかに報告することとしております。
- ・情報取扱責任者は、報告された会社情報について、有価証券上場規程等に照らし、開示すべき会社情報に該当するか否かを判断し、開示すべき会社情報に該当する場合は、東京証券取引所に対して適時適切な開示を行います。



以上